

第5回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 会議録

開催日時	平成26年4月24日（木）18:30～20:30
開催場所	宝塚市市役所3-3会議室
次 第	1 開会 2 人事異動に伴う新委員及び事務局職員の紹介 3 ホームページ掲載用第4回協働のまちづくり促進委員会議事録について [議 事] 議題1 協働事例の発表 「宝塚市立小学校プール開放事業」 議題2 部会の設置について ① （仮称）協働のマニュアル策定部会 ② （仮称）協働の仕組みづくり検討部会 4 その他 市制60周年記念事業「協働のまちづくりシンポジウム」について 5 閉会
出席委員	久委員長、足立委員、飯室委員、塩谷委員、亀山委員、河上委員、熊澤委員、久米委員、古村委員、田中委員、檜垣委員、平山委員、溝口委員、吉田委員、渡邊委員、大西委員、山本委員
開催形態	公開（傍聴人2）

1 開会

第5回宝塚市協働のまちづくり促進委員会の開会。

事務局から、本日の委員出席者数は17人、欠席者2人であり、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者が2人いることを報告した。

2 人事異動に伴う新委員及び事務局職員の紹介

事務局から、平成26年4月1日付け人事異動により、井ノ上委員に代わり新たに社会教育部長となった大西委員が委員に任命されたことを報告するとともに、事務局職員の人事異動を報告した。

3 ホームページ掲載用第4回協働のまちづくり促進委員会議事録について

事務局がホームページに掲載する議事録(案)を提示し、各委員が修正箇所を指摘した。修正指示に従い修正した後に、ホームページに掲載することを委員が了承した。

議題1 協働事例の発表「宝塚市立小学校プール開放事業」

(1) 発表内容

事業が始まったきっかけは、今から30年以上も前に「通いなれた小学校のプールで水遊びができれば」、「遠い校区外の市民プールまで行かなくても、安心安全に水遊びができれば」という保護者の気持ちだった。当時の小学校は、「夏休み中は体育の授業でプールを使用しないからどうぞどうぞ」と協力的で、事業を運営する組織として「プール開放事業運営委員会」を設置し、保護者と学校と宝塚市が運営について協議して事業を実施してきた。

監視員、介助員、補助員の協力を得ながら事業を実施しているが、プール開放事業運営委員会はPTAが担っており、運営委員長は長い間学校長であったが、事情がありPTA会長単独かPTA会長と学校長が連名で運営委員長となることとなり、ここ3、4年、事業が実施されてきた。

毎年度、宝塚市PTA協議会と宝塚市が協議し、事前の実施説明会の開催や事業実施後の検証を行ってきた。

きっかけは良いものだったが、しんどい事情として、保護者は、「学校でやってくれるんでしょ?」、「学校に責任があるんでしょ?」、「介助員を確保してくれるんでしょ?」という認識を持ち、学校は、「学校のプールで実施しているもののあくまで市民プールであり、社会教育の分野なので、学校教育でないものを自分たちにそういうことを言われても」という認識で、監視員、介助員の確保が困難になると、その確保のため教頭先生の本来業務に支障が出ることもあった。

保護者と学校はしんどい事情があるので、「万が一のことも考えて、宝塚市主催として、マニュアルにも明記してほしい」とずっと要望してきたが、宝塚市は「万が一のことが起きないように三位一体で」と双方の意見は平行線のままだった。市の担当者は「万が一のことがあれば、遠慮なく宝塚市を訴えてください」とまで言ってくれていたが、そのほかにも市の予算執行上の問題もあり、膠着状態が続いた。

各地で水の事故が発生し、水の事故が命にかかわるものであると保護者も認識し始め、平成23年度のPTA協議会において、法律に詳しい保護者が「法律的には、万が一のことが起きた時に、被害に遭った子どもの保護者が誰を訴えるかはその保護者の自由である」との見解を述べた。法律の解釈上「運営委員会の委員長で、善意でプールを貸している校長や思いを持って引き受けたPTA会長、たまたまくじ引きで当たってしまったPTA会長が訴えられる可能性がある」とのことで、仮に万が一の事態が発生し、PTA会長が訴えられた場合、損害賠償の問題以前に訴えられた時点でPTA会長を続けられなくなり、その影響は他にも波及してPTA組織の根幹、存続にかかわる問題となると、市の担当者も非常に重く受け止め、それまで以上に協議を重ね、市の主催事業と位置付けることとなった。

平成24年度は運営委員会方式をやめ、宝塚市とPTA会長が直接契約を締結し、お金の流れもスムーズになるようにして事業を始めたが、平成24年度のPTA協議会において、別の保護者が「介助が必要な児童に万が一のことがあった場合、保護者

が誰を訴えるかは自由」との見解を述べられた。介助員の確保は教頭先生の本来業務に支障がでるほど大変な状況であり、平成23年度には地域ボランティアを募ったこともあるが、時期的な問題と万が一のときの責任問題もあるので、やみくもにボランティアを募ることもできなくなった。市とも協議した結果、平成25年度は介助が必要な児童の状態を一番理解しているのはその保護者であり、介助には保護者が当たることとなった。本来であれば市の主催事業に位置付けられたので、介助員の確保は市が予算を確保して対応してほしいだったが、介助が必要な児童が多く、予算のことも時間がかかることから、その間に子どもも卒業してしまうので、子どもが水遊びを楽しむには保護者が頑張るしかないとなった。ただし、その子の状態を十分理解している方を保護者が連れてきたときには、その方に協力を求めることを協議のうで認めることとし、「この事業は託児事業ではない」との理解を保護者に求めた。

しんどい事情を解決し、次の世代にも継続していけるように、この事業はいろいろな方がずっと協議を重ねて行ってきたもので、事例として紹介した。

(2) 質疑応答、意見等

ア しんどい事情はいつから顕著になったのか。

⇒ いつからかは分からないが、発表者がPTA役員になった平成18年度にはにっちもさっちも行かない状況だった。この事業は疲弊しきっているとの悲鳴にも似た声が上がっていた。

イ 協働で始まった事業だが、時代の変化とともに考え方が変わったのか。

⇒ プール開放事業の位置付けを忘れ、親が子どもにプールでの諸注意をせず、意識が薄れてきた。それぞれがそれぞれに課題を抱えている状況になった。

ウ ラジオ体操も校庭で行われている地域は、同じようなしんどい事情を抱えている。それほどひどい事故は発生していないが、しんどい事情はよく分かる。

エ PTA活動の担い手が少なくなっており、宝塚市においても切実な事態だが、PTA活動の大変さを聴かせてほしい。

⇒ 三日三晩でも語りつくせないものがあるが、「しんどいけど大切である。」「しんどいけど楽しいこともいっぱいある。」ということが、辛うじて続いている理由だと思う。

オ 社会教育の事業を学校教育に位置付けることは検討されなかったのか。

⇒ 学校での事業を社会教育か学校教育か、明確に区分することは難しく、いろいろな事業で学校とPTAは協力してきた。プール開放事業は、明確ではないにせよ社会教育の位置付けがなされていたと思う。

カ プールを使えるのはその学校の児童だけか。

⇒ その学校の児童だけだったと思う。例えば、幼稚園に通っている子どもには体格的な問題で学校のプールは危険であるとの考えだったと思う。

キ 介助が必要な人は限られているのか。

⇒ 特別支援学級に通われている児童、普通学級に通っているが特別な支援が必要な児童がいる。体育のプールの授業のときには学校や市が確保した介助員がいて

くれるが、夏休みの水遊びのプールになると管轄の外になる。また、慣れているので同じ介助員にお願いしようとしても、契約が月単位なので体育授業の介助員としての契約期間とプール開放事業の期間が一部重なるので、二重契約になり問題がある。みんな何とかしたいのだが、制度上の課題があったり、解決策を探りながらやっている。

ク この事業はあくまで、学校施設の開放の一環なのか。

⇒ あくまでその児童に関して開放しているものである。

ケ 育成会は夏休みも平日に使っているのでは。その事業とは別の事業になるのか。

⇒ 別である。

コ 育成会の子どもたちは、プールを使わないのか。

⇒ 使う。

サ P T A会長としての契約はどのようなものか。

⇒ 市がP T A会長と直接契約し、事業委託している。

シ 宝塚市内全ての小学校で同じ仕組みで行われているのか。

⇒ 同じ仕組みで行われている。

ス このような仕組みで行われていることを初めて知った。学校単位で行われているのであれば、まちづくり協議会など地域に支援を求めていく方法もあるのでは。

⇒ 地域のボランティアを募り、4、5人の応募があったが、それと前後して子どもに事故があったときの責任問題が議論となり、地域のボランティアにお願いするには難しい事情があるということになった。また、平成19年度から監視業務を民間委託することとなり、保護者はプール内の監視業務をせず、受付などの補助業務を行っており、P T Aはそれほどしんどくなくなったのだが、一番しんどいのは介助員を確保することであった。

セ 監視員を派遣している業者は、保険に入っているのか。

⇒ 保険に入っている。また、上級救命救急の講習も受けた人を配置している。

ソ 監視業務の契約は、P T Aと業者が締結しているのか。

⇒ 市と業者である。毎年、プール開放事業の手引きを作成し、市、学校、保護者、業者がそれぞれどの役割を担っていくのかを決めている。

タ 市から委託を受けて、学校開放事業として放課後子ども教室を平成19年度から実施しているが、なぜ同じような事業であるのにプール開放事業はなかなか市の事業と位置付けられなかったのか。

⇒ 市の担当者も「何かあれば市を訴えても構わない。」と言っていたが、弁護士の発言もあり、平成23年度にやっと保護者も問題の本質に気が付いた。

チ 責任の所在がどうなるのかについて、保護者は素人であるが、行政は十分理解していたはずなのに、なぜ改められずにいたのか。

ツ 推測であるが、チの質問は、協働の根幹にかかわる問題で、この事業を市がやるべき仕事かどうかという問題なのだと思う。学童保育は、誰かがやらないと保護者や児童が困るから実施する公共性の高い事業であるが、乱暴な言い方をすると、プ

ール開放事業は別にやらなくてもいい仕事で、市民プールに遊びに行くようなものだから、それを提供するのに市が積極的にならなくてもよいという軽重の判断があるので、違ってきている。そこをきっちり議論して間を埋めていかなければならない。それが必要かどうか、市が実施すべき事業なのかどうか、市は市の考えがあるにせよ、市民もどう考えていくか、これから議論していかなければならない。

テ 今は市がうまくやってくれていて、他市と比較しても予算を多く確保し、監視員などの体制も充実しており、社会教育に取り組んでくれているので、保護者としても協力していこうと頑張っている。

ト 誰を訴えても自由というところがなかなか理解できない。市と自治会長らがともに訴えられたケースがあったが、市が前面に立って訴訟をやってくれた。不当であっても訴訟を起こすことはできるので、誰が訴えられるかは分からないわけだし、誰が責任を持って対応していくかが決まっていればよいのではないかと。

⇒ 誰を訴えても自由という発言は、問題提起として言われたのだと思う。市が主催する事業としての位置付けは、市が責任を持つということを明確にするものである。

ナ 重大な事故は宝塚市で起きたことがあるか。

⇒ プールではないが、農業用水の溜池で起きている。それと前後して国内の遊園地のプールで事故が起こっている。学校のプールでの事故ではないが、保護者としては無関係だとは思えない。子どもに万が一のことがあれば、保護者はおそらく正気ではいられなくなる。そういうことも考えながら議論していかなければならないと感じた。

ニ 自分の子どももプール開放事業でプールに行っていたが、当時は自分も監視に行っていた。子どもがプールに行くのだから、親が監視に行くのも当たり前でみんなが協力して行っていた。親が行けないときも知り合いが面倒を見ていた。リスクがあるなら、みんなで減らそうとやっていたが、時代が違うのかと感じていた。

ヌ 今なら事業を始めることすらできないかもしれない。

ネ 保護者が介助するということがあったが、その支援は。

⇒ 本来は市が予算を確保して対応してほしいが、すぐには対応が困難である。託児ではないこと、児童のことを一番理解しているのはその保護者であることから、現状では保護者に協力を求めて事業を実施するしかない。

ノ 時代は変わっているが、保護者がプール開放事業にどれぐらい感謝の気持ちを持っているかが問題だと思う。

ハ プール開放事業が始まったころは協働の概念もなかったが、役割や責任を明確にしなくても事業を実施できた時代だった。良い悪いではなくそういう時代だった。

ヒ PTAは通学路の問題などでも、まちづくり協議会と協力して市と協議を進めていけばよいと思う。地域での協働も進めていくべきだと思う。

フ 市で学校応援団を募集しているが、地域の個人に協力を依頼する仕組みだが、自治会やまちづくり協議会が組織として学校を応援する仕組みづくりを検討していけ

ればよい。

⇒ そうなればPTAとしても心強い。

へ PTAはそもそも協働が前提で活動している。そこにコミュニティ、地域が加わってPTCAとなり、さらなる協働の可能性が見えてくる。まちづくり協議会では夏休み宿題やろう会や算数教室など地域が学校を応援している活動も行っている。教育委員会も学校応援団、寺子屋や育成会がライン別にならず、一丸となって子どもの居場所づくり、学力向上を進めてほしい。

ホ 水質検査、残留塩素濃度の管理はどのように行われているのか。

⇒ PTA会長もやっているが、多くの場合は学校の先生がやっている。

マ 時代が変わった事例として、21歳や22歳の大学生が参加するゼミ旅行に、万が一のことがあった場合に困るので、親の承諾をとるよう大学から指示が出るようになった。また、溜池の事故の事例ですが、昔なら溜池で子どもが亡くなったら、神聖な水を穢したとして親が水利組合に謝りに行ったが、今はその逆になった。

そうなれば、何をやるにしてもガードが堅くなり、協働が進まなくなる。昔は役割が決められない時代だったとの意見もあったが、昔は誰かがなんとかしようとして抵抗なく動けた時代で、協働を進めるには理想的だったのではないかと思う。

議題2 部会の設置について

(1) 事務局案を以下のとおり説明した。

ア (仮称)協働のマニュアル策定部会

現在取り組んでいる事例集の作成を含め、宝塚市協働の指針6ページに記載している「1.協働の仕組みの検討・整備」の「④協働のマニュアルの策定」に取り組む。

イ (仮称)協働の仕組みづくり検討部会

宝塚市協働の指針6ページに記載している「1.協働の仕組みの検討・整備」の「①協働を進めるための効果的な仕組みづくり」を検討する。

ウ 部会の構成等

(ア) 各部会とも委員長及び委員9人程度とする。

(イ) 委員長は両部会に属し、各委員は2つの部会のいずれか又は両方に属する。

エ 開催スケジュール

4月 委員会(全体会)

5月 協働の仕組みづくり検討部会

6月 協働のマニュアル策定部会

7月 協働の仕組みづくり検討部会

8月 協働のマニュアル策定部会

9月 委員会(全体会) ※ 中間報告

10月 協働の仕組みづくり検討部会

11月 協働のマニュアル策定部会

- 12月 協働の仕組みづくり検討部会
- 1月 協働のマニュアル策定部会
- 2月 委員会(全体会)
- 3月 委員会(全体会) ※ 最終報告

(2) 委員から以下のとおり質疑応答、意見等があった。

ア 協働の指針では、協働の仕組みづくりや協働のマニュアルの策定以外にも、事業の点検や規範の再検討が必要だとされているが、それらは行わないのか。

⇒ まずは協働の仕組みづくりと協働のマニュアルの策定を審議いただきたいが、その中で事業の点検や規範の再検討も審議する必要があるれば、それらもあわせて審議いただきたい。

イ 今年度の開催日程を事前に決定してほしい。

⇒ 部会の構成が決まれば、事務局が全日程を調整する。

(3) 部会の設置について、事務局案が承認された。

(4) 所属する部会について、各委員の希望を確認し、希望の申出がない委員の所属については、部会の構成を考慮して事務局が決定することで一任された。

4 その他 市制60周年記念事業「協働のまちづくりシンポジウム」について

協働のまちづくりシンポジウムについては、10人の委員から協力の申出があり、委員と協働で取り組むこととなった。

5 閉会